学校いじめ防止基本方針

令和５年４月１日

板橋区立西台中学校

板橋区立西台中学校いじめ防止基本方針

平成２６年　４月　施行
令和　５年　４月　改定

基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。学校において生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりを行うため、「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成２６年板橋区条例第２３号第１０条）」に基づき、板橋区立西台中学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

学校基本方針には、いじめの早期発見・早期対応・早期解決の在り方、教育相談体制を含む校内組織、校内研修などを定める。

また、児童・生徒とともに学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童・生徒が主体的かつ積極的に参加できるようにする。なお、策定した学校基本方針については、学校便り・ホームページなどで公開する。

※根拠法令

＜板橋区＞
「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例」（平成２６年６月３０日東京都板橋区条例第２３号）
第１０条　学校（保育所を除く）は、法第１３条に基づき、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの未然防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

＜東京都＞
「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成２６年東京都条例第１０３号）
※法の直接適用により、都条例では対応なし

「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成２６年７月１０日決定）
Ｖ　学校における取組
１　学校いじめ防止基本方針の策定
学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）」及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

＜国＞
「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号）第一章　第二条
　＜定義＞いじめとは、生徒に対して、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第二章　いじめ防止基本方針等
（いじめ防止基本方針）
第十一条　文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。
２　いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
　一　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
　二　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
　三　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項
（学校いじめ防止基本方針）
第十三条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

学校及び教職員の責務

※根拠法令

「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成２６年東京都条例第１０３号）
（学校及び学校の教職員の責務）
第６条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。

未然防止

教員の指導力向上と組織的対応

＜いじめ防止対策委員会＞

校長、副校長、主幹教諭（生活指導主任、教務主任、進路指導主任）、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーから構成する。案件によっては、他の教職員や学校関係者等の出席を校長が依頼する。

※根拠法令

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織） 第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

◎キーワード「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」

いじめ防止に関する年間計画を策定し、生命尊重教育の基盤を充実させるとともに生徒の人権感覚の醸成を図っていく。そのため、「いじめアンケート」を実施し、いじめ防止の意識付けを行うとともに、早期発見に努めていく。また、いじめに対してその言動や行動を許さないという生徒の強い心を育成し、互いに注意し合える人間関係を培っていく。

教職員が組織的に対応していく中で学校の死角をなくし、あらゆる教育活動において生徒の「居場所づくり」「絆づくり」「自己有用感」をキーワードにした取組を行っていく。

生徒が定期的にいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道徳の時間、学級活動や生徒会活動などの特別活動において、年３回以上「いじめに関する授業」を実施し、土曜授業プラン等に位置付けるなどして年１回以上公開する。

いじめの実態把握、及び対応措置が適切に行われるよう、学校評価の内部評価では、「いじめの早期発見」「いじめの再発防止」のための取組等について適正に評価できる項目を加える。

早期発見

子供の日常からいじめの萌芽を素早く察知

・朝と帰りの学活、給食指導の場面で、担任による生徒の観察及び指導をする。
・担任の目が届きにくい場所に副担任を配置し、学級サポート体制を整備する。
・休み時間時には教室や廊下に教員が待機及び巡回し、その存在を生徒に意識させるとともに観察・指導を行う。
・休み時間や授業時にスクールカウンセラー・特別支援巡回指導講師による観察を行う。
・１学期中にスクールカウンセラーによる７年生全員面接を行うとともに特別支援教育委員会、担任と情報共有していく。
・関係機関による「２ちゃんねる」「Twitter」のネットパトロールの報告書から生活指導部会及びいじめ防止対策委員会で情報を共有し指導を行う。

被害の子供、周囲の子供からいじめの情報の確実な受信

・学期に１回のいじめ早期発見及び防止アンケートやふれあい月間（６月、11月、２月）アンケートを実施し、早急に対応する。
・被害生徒本人からの訴えに複数教員で事情を聴取しチームで解決にあたる。
・周囲生徒の訴えから、複数教員で情報を収集するとともに統合しチームで解決にあたる。

いじめ防止対策委員会によるいじめの確実な発見

・対策委員会を週１回定例で実施し、情報の交換・共有を行い、解決策を模索する。
・対策委員会の学年主任は担任と連携し、学年全体で解決にあたる。

保護者・地域との連携

・ＰＴＡ役員会や実行委員会からの情報の収集と対応への協力を依頼する。
・保護者会や三者面談による家庭との連携を図り、早期対応・解決にあたる。
・ＩＣＳ委員会（４月、８月、11月、１月、３月）でいじめの状況について報告し、可能な範囲で協力を依頼する。
・道徳授業地区公開講座では「いじめ防止」をテーマに行い、保護者や地域の方との意見交換会を実施する。
・セーフティ教室では保護者の参加を呼びかけ、ネットいじめ・ネット犯罪の危険性とその防止策について情報を共有する。

早期対応

いじめ防止対策委員会を核とした対応

・いじめを見逃すと初動が遅れ、以後の対応が困難になるため、すぐに報告・連絡・相談ができる風通しの良い学校にする。
・対策委員会による意図的かつ組織的な対応へリスクマネジメントをしていく。
・対策委員会とスクールカウンセラー・特別支援巡回指導員との情報共有を行い、被害生徒への心のケアをしていく。
・ふざけ半分から集団で一人の生徒をだましたり、友人関係を崩したくないために我慢したが耐えきれず退部するなどの事例もあったことから、部活動内でのいじめについて、顧問教師任せにせず、委員会による組織的な対応を進める。

被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組

・いじめが起きた場合には、いじめられた子供に寄り添い対応していくことを最優先する。
・生徒会朝礼での生徒会役員や生活委員会による「いじめ防止・対応」活動への呼びかけを行う。
・学活時には担任の指導により、改善に向けた目標を明確にした話し合い活動を行う。
・学級活動において、学級委員、生活委員を中心とした「いじめ防止・対応」活動を推進していく。

教育委員会・関係諸機関との連携

・スクールカウンセラー・特別支援巡回指導員によるカウンセリングで心のケアを行う。
・教育委員会学校相談員や指導主事との連携を密にし対応する。
・生活指導主任研修会、学校警察連絡会での情報交換及び連携を行う。

保護者・地域との連携

・誤情報や風評被害が及ばないためにもＰＴＡ役員と必要な範囲内での情報共有を行う。
・ＰＴＡ役員による関係保護者への心のケアを依頼する。
・学校運営連絡協議会委員へ必要な範囲内での情報を提供し協力を依頼する。
・必要に応じて民生児童委員へ家庭支援の協力を依頼する。
・町会と連携し、「地域見守り隊」の巡回時における生徒への声かけを依頼する。

重大事態への対処

被害の子供の保護・ケア

・いじめられた子供に寄り添い徹底的に調査する。いじめられた子供及びその保護者に対し、当該調査に関わる事実関係や、その他必要な情報を適切に提供する。
・スクールカウンセラー・特別支援巡回指導員によるカウンセリングを行い、心の手当を施す。
・心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）に対応するために複数教員で保護していく。

加害の子供への働きかけ

・全体指導とは別に必ず個別指導を行い、具体的な行為を指導し、その保護者にも連絡するとともに助言する。
・再発防止に向け、心理的安定に導くまで別室で個別学習していく。
・複数教員による教育相談的な配慮に基づく指導を繰り返し行う。

教育委員会・関係機関との連携

・教育委員会に報告するとともに、懲戒や出席停止への対応を視野に入れて連携していく。
・都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームの活用を検討していく。
・板橋区子ども家庭総合支援センターと連携していく。
・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、所轄警察署と連携して対処する。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、即時通報する。
・いじめにより、子供が自殺を計画した場合、身体に重大な被害を被った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、予測される場合も含めて所轄警察署に通報する。

保護者・地域との連携

・ＰＴＡ役員会と連携して、緊急保護者会を開催するとともに事態の説明にあたる。
・民生児童委員と連携し、家庭や当事者をサポートしていく。
・事態の収束へ向けては、事件性がある場合には警察への相談や通報をしていく。

点検と改善の視点

・週１回、いじめ防止対策委員会を定例で実施し、問題と課題を取り上げ、改善の視点を明確する。各学年の対策委員がその情報を伝達し、全教員で共有化を図る。
・保護者アンケート、生徒アンケート、学校評価をもとに、改善点を明確にし、次年度に向けた具体的な方策を示していく。

いじめ防止対策推進法に基づく対応

・法第２８条に基づく調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3　第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

・法第３０条に基づく再調査

（公立の学校に係る対処）

第三十条　地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2　前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3　地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4　第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5　地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

具体的な対応図

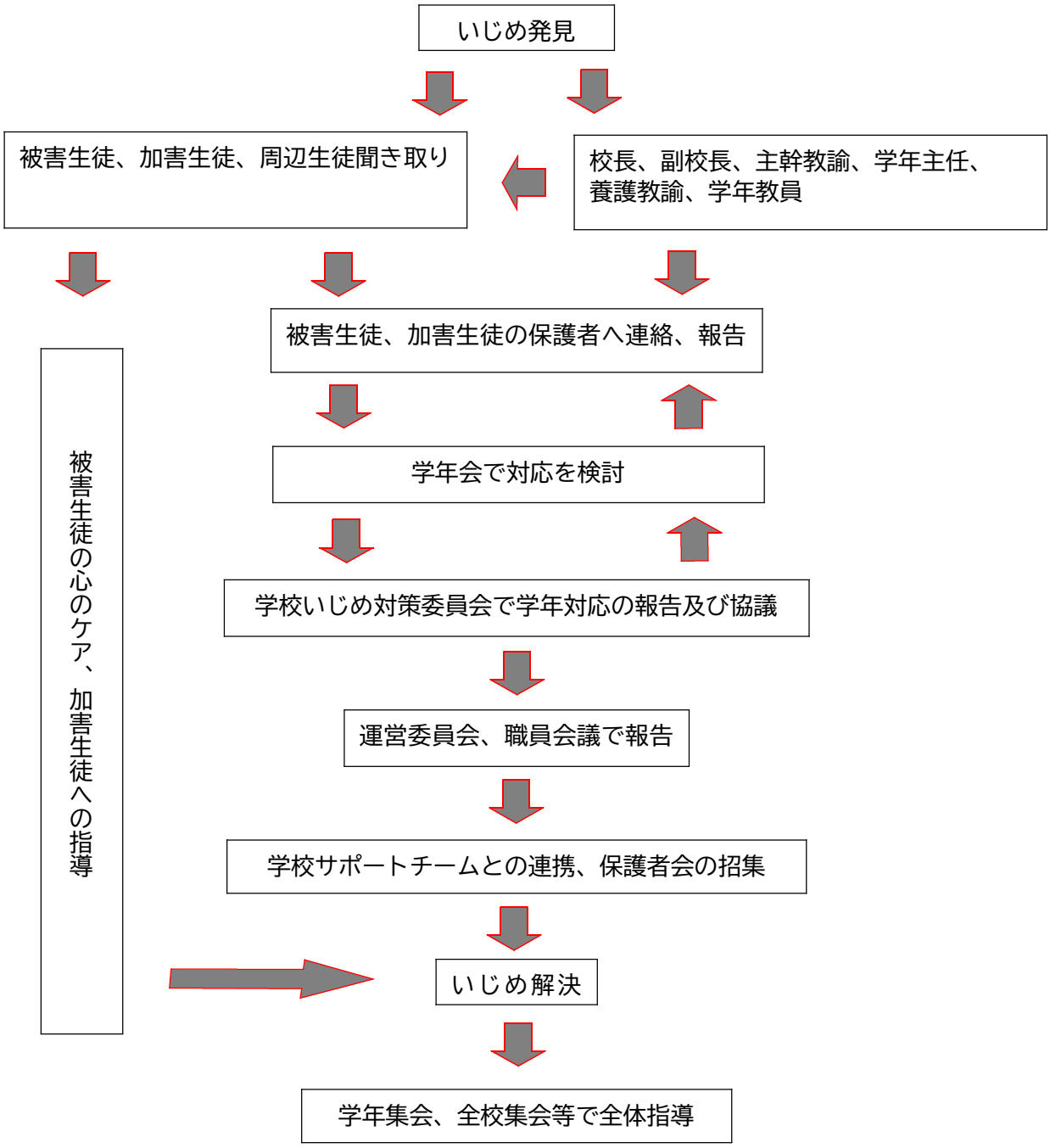

【学校サポートチーム構成】

校長、副校長、主幹教諭、学年主任、養護教諭、ＰＴＡ役員

子ども家庭支援センター職員、児童相談所児童福祉司、管轄警察署員等

いじめ防止等に関連する年間計画

１１板橋区立西台中学校

	生　　徒	学校（教職員）	保護者・地域
４月	始業式 入学式 ・新入生歓迎会 ・部活動説明会 教育相談室・スクールカウンセラー紹介	・基本方針確認（Plan） ・基本方針実施（Do） 保護者会 ＩＣＳ委員会	
５月	スクールカウンセラー　７年全員面接 ・H-QU実施 ・生徒総会 ・移動教室（８年）	ＰＴＡ総会 ・自己申告 ・学びのエリア研修	
６月	いじめアンケート実施	・H-QU学年会議	
７月	終業式	・校内研修会 三者面談	
８月	・人権作文宿題(７･８年)	ＩＣＳ委員会	・ＰＴＡパトロール
９月	始業式 ・小６授業・部活動見学 ・生徒会役員選挙 ・修学旅行（９年）	学校説明会	
10月	・文化発表会（合唱コンクール）	・自己申告中間報告	
11月	・救急救命講習（９年） いじめアンケート実施 職場体験（８年）	・学びのエリア研修 ＩＣＳ委員会	・ＰＴＡ給食試食会
12月	三者面談 終業式	学校保健委員会 ・校内研修	・ＰＴＡパトロール
１月	始業式 ・校外学習（７年）	・基本方針評価（Check） 学校防災連絡会 ＩＣＳ委員会	
２月	・校外学習（８年） いじめアンケート実施	・基本方針改善（Action） 新入生保護者説明会	
３月	・オーケストラ鑑賞教室 ・校外学習（９年） ・９年生を送る会 卒業式 修了式	・校内研修会 ＩＣＳ委員会	・ＰＴＡ３月総会
毎月	いじめ対応（アンケート・授業・特別活動） ・班活動充実 ・委員会活動推進 ・生徒会活動活性化	・授業研修 ・協同学習導入 ・道徳授業確保・推進	・ＰＴＡ役員会 ・ＰＴＡ実行委員会 ・土曜授業プラン ・学校公開